

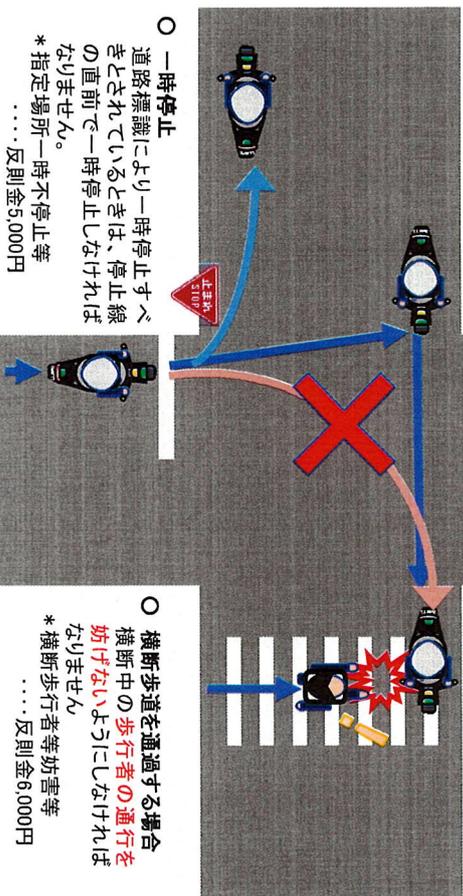


## 4 特定小型原動機付自転車の通行方法

- 車道の左側通行が原則  
原則、**車道の左側端に寄って通行**しなければならず、右側を通行してはいけません。  
(自転車車道も通行することができます。)  
\* 通行区分違反・・・反則金6,000円
- 特例特定小型原動機付自転車**が通行可能な歩道を通行する場合**  
歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。  
歩行者優先で歩行者の通行を妨げることは一時停止しなければなりません。  
\* 歩道徐行等義務違反・・・反則金3,000円



- 左折の方法  
あらかじめ左側端に寄り、道路の左側端に沿って徐行しなければなりません。  
\* 交差点右左折方法違反  
・・・反則金3,000円



- 一時停止  
道路標識により一時停止すべきときとされているときは、停止線の直前で一時停止しなければなりません。  
\* 指定場所一時不停止等  
・・・反則金5,000円

- 横断歩道を通過する場合  
横断中の歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。  
\* 横断歩行者等妨害等  
・・・反則金6,000円

## 5 その他の交通ルール等

- 飲酒運転の禁止  
お酒を飲んだときは**絶対に運転してはいけません**。  
酒気を帯びている者で、飲酒運転をすることをおそれる者に対し、特定小型原動機付自転車を提供したり、飲酒運転をするおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめたたりしてはいけません。  
【罰則】5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等  
**飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。**



- 信号機の信号に従う義務 \* 信号無視・・・反則金6,000円等  
原則として、車両用の信号に従わなければならない。  
○ 通行の禁止 \* 通行禁止違反・・・反則金5,000円  
道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはいけません。



- 特定小型原動機付自転車は、通行・進入してはいけません。  
補助標識について  
本標識に附置されている補助標識(車両の種類)で、普通自転車が交通規制の対象であること(対象でないこと)を示すものについては、特定小型原動機付自転車も交通規制の対象であること(対象でないこと)を示します。ただし、特に区別する必要がある場合に限り、別に示されます。

- 携帯電話等の使用の禁止  
スマートフォン等を通話のために使用したり、その画面に表示された画像を注視しながら運転してはいけません。  
\* 携帯電話使用等・・・反則金12,000円

- 交通反則通告制度  
交通反則通告されることとなります。\* 点数制度の対象ではありません。  
青切符で処理されることとなります。\* 点数制度の対象ではありません。

- 放置違反金制度の対象  
警察官や駐車監視員が、駐車車両を放置車両として確認した場合、確認をした旨を告知する放置車両確認標識を車両の見やすいところに取り付けます。  
車両の運転者が反則金を納付しないなど、運転者の責任が追及できない場合は、その車両の使用に対して、放置違反金(反則金と同額)の納付が命ぜられます。

- 特定小型原動機付自転車運転者講習制度  
特定小型原動機付自転車による交通の危険を防止するための講習(特定小型原動機付自転車運転者講習)制度は、特定小型原動機付自転車の運転に關し、一定の違反行為(17種類の危険行為)を3年以内に2回以上反復して行った者に対し、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずるものです。  
受講命令を受けたにもかかわらず受講しなかった場合は罰則が適用されます。

- 点数制度によらない行政処分  
運転免許を受けている人が飲酒運転したり、死亡事故やいわゆる「ひき逃げ」事故をするなど、悪質、危険な行為をした場合、点数制度によらない行政処分の対象として運転免許の停止等の処分を受けることがあります。

- 交通事故の場合の措置  
交通事故が起きたときは、負傷者を救護したり、直ちに警察官に交通事故について報告したりしなければなりません。これらの措置を講じなければ、いわゆる「ひき逃げ」になります。  
【罰則】10年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等



# 特定小型原動機付自転車運転者講習制度に係る悪質・危険な違反の態様等

## 特定小型原動機付自転車運転者講習受講対象の危険行為（17類型）

### 概要

**信号無視** 法第7条違反



**路側帯進行方法違反** 法第17条の3第2項違反



**指定場所一時不停止等** 法第43条違反



**通行禁止違反** 法第8条第1項違反



**遮断踏切への立ち入り** 法第33条第2項違反



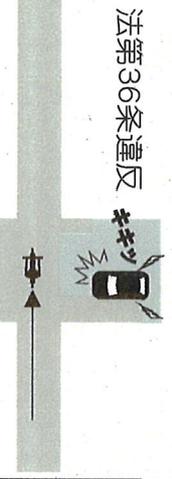
**整備不良車両の運転** 法第62条違反



**歩行者用道路徐行違反** 法第9条違反



**優先道路通行車妨害** 法第36条違反



**酒気帯び運転等** 法第65条第1項違反



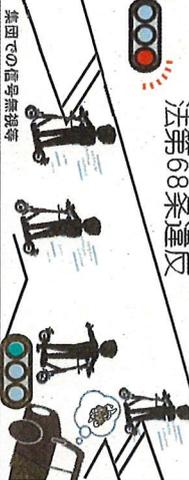
**通行区分違反** 法第17条第1項、第4項、第6項違反



**交差点優先車妨害等違反** 法第37条違反



**共同危険行為等** 法第68条違反



**歩道徐行等義務違反** 法第17条の2第2項違反



**環状交差点での安全進行義務違反** 法第37条の2違反



**安全運転義務違反** 法第10条違反



**妨害（おおい）運転** 法第117条の2第1項第4号、法第117条の2第1項第8号違反



**携帯電話使用等** 法第71条第5号の5



**5万円以下の罰金**

受講命令に従わなかった場合

3か月以内の指定された期間内

公安委員会の受講命令

3年以内に違反初犯等による取締り または 交通事故を2回以上繰り返して行った場合 ※都内だけの取締り等に限られません。

（特別）特定小型原動機付自転車乗用中に信号無視等の危険行為（17類型）で

特定小型原付運転者講習を受講  
受講時間 3 時間

必要のない場合ケータイ等